記

1　指示を受けた会員の氏名又は名称
2　指示の内容
3　指示をした年月日及び時刻
4　指示をした理由

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第10（第11条関係）

指示結果報告書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　　印
住　所

電気事業法第28条の44第３項の規定に基づき、会員に対する指示の結果を下記のとおり報告します。

記

1　指示に係る措置をとっていない会員の氏名又は名称
2　指示の内容
3　指示をした年月日及び時刻
4　指示をした理由

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第11（第12条関係）

立入検査結果報告書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　　印
住　所

電気事業法第107条第11項の規定に基づき、立入検査の結果を下記のとおり報告します。

記

1　立入検査を受けた電気事業者の氏名及び住所（当該電気事業者が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）
2　立入検査の場所
3　立入検査を行った年月日
4　立入検査を行った結果
5　備考

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第12（第13条関係）

表　面

第　　号

電気事業法第107条第12項の規定による立入検査証

広域的運営推進機関

写

真

押出スタンプ

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　印

裏　面

電気事業法抜粋

第107条

2　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第２項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一　第28条の43の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第28条の44第１項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとっていること。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第51条第３項、第52条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第４項まで若しくは第６項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者